

厚生常任委員会

平成14年8月21日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川 宜志子 ○西谷 剛周 中西 和夫
喜多 郁子 木田 守彦 小野議長

2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	
収 入 役	中野 秀樹	総務部長 植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福祉課長 野崎 一也
同課長補佐	寺田 良信	同課長補佐 植村 俊彦
健康推進課長	西田 哲也	同課長補佐 西梶 浩司
環境対策課長	清水 孝悦	同課長補佐 西川 肇
同課長補佐	栗本 公生	
住民課長	西谷 桂子	同 係 長 清水 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

はじめに、助役のご挨拶をお受けいたします。

助 役

(あいさつ)

委員長

次に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、西谷委員、中西委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長

冒頭、助役さんの方から概略ご説明いただきましたが、私の方から継続審査案件の（仮称）総合福祉会館整備計画についての現在までの進捗状況についてご報告させていただきます。7月12日に第1回目の（仮称）総合福祉会館整備計画検討委員会を開催させていただきました。総合福祉会館の建設におきまして、取り組みについて、総合福祉会館整備基本計画書に基づきましてその概要説明並びに前回までの整備検討委員会の報告書の答申と変わった点等についてのご説明を行いまして、計画書に基づき順次逐条的にご検討いただいております。今後、各委員のご意見等取りまとめをさせていただきます。町長もおっしゃっておりますように、12月ごろには一定の方向性を示せるように、現在委員の中の方でご審議いただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木田委員

7月12日には第1回目の整備検討委員会を開かれたという事ですけど、その中の内容とそして次回が9月2日ということで、12月中には一定のまとめを出したいという事なんですけれども、結構これ日にち空いてますけど、これで12月まで間に合うのかどうか、きちっとした今まで委員会で出てきているような意見を吸い上げていただいて、そしてここまでにまとまるのかどうか。あまりにもちょっと一月に1回というのではなしに、50日位空いているからね。ちょっとその辺、日にち的にある程度まとまっているものを見せて了承を得るような段階になっているのか。内容的な事は私は分かってないので、一応保健センターをその中に入れるということで今回また新しく整備検討委員会を開かれているという事で、規模も7~8000平米を要するという事でね。そしたら、その位置とか、全く私らも何もどういう形になるのか分かりませんが、それらについて十分に12月までに結果が出せるのかどうか。そのだいたいの仕方くらいの。これは9月に2回目、そしたらもう後2回ぐらいしか、計4回ぐらいで結論を出されるというふうに考えられると思いますけど、それで充分なのかということをお聞きさせていただきたいと思います。

福祉課長

整備検討委員会のスケジュールでございますが、当初7月12日に第1回目の検討委員会を開催させていただきまして、その中で整備基本計画の町の概要の概略を説明をさせていただき、それで計画書に基づきまして逐次順序だててご意見等いただきながら、当時8月に行う予定がちょっと日程の調整が遅れまして、9月2日という形で第2回目を開催させていただく予定をしております。その中で逐次ご検討いただきまして、意見交換等9月にもう1度行う予定をしております。10月中頃に一応予定をしております、11月の時点で一応中間とりまとめ、ほぼ最終的なものという形になりますが、その取りまとめをし、12月の上旬には一応最終の取りまとめ、報告書の案というような形でスケジュール的に予定をさせていただいているところで

木田委員 内容がどんな内容でやっているのか。

福祉課長 12年度に整備基本計画書を作成するという事で13年度に繰越したわけですが、計画書に基づきまして逐次ご意見を頂いているところでございますが、前回の整備検討委員会の定員を基に新たに保健センターの機能を一体化させる方向という形でございますので、それらを併用した計画書を作成していたしております。その計画書に基づきまして順次ご審議頂いているところでございまして現在、概略説明する中で、今後施設の規模、施設の内容等についてご審議をいただきながら、最終候補地等の選定条件の整備方法をお示しいただいて、最終報告書という形で取りまとめをしていただきたいという形でお願いしているところでございます。候補地につきましても、各町内全域に25ヶ所ほどの候補地を絞りながら最終5ヶ所なり3ヶ所程度に絞って行くような形で一応報告書としてはまとめておりますが、その中で各委員さんのまたいろいろなご意見を頂く中で、取りまとめていただきたいという事で考えております。

住民生活部長 今、課長の方からありましたように、前回委員にもご承知をいただいておりますように整備検討委員会の方で報告を頂いて、その中には基本計画として6つの項目があげられていました。それに今現在の建設をしていく時点での社会情勢等を考える中で、いろいろなことに留意する中で、この計画頂いた中で、保健センターの機能を一体化するという考えもまとまっておらなかった中で、そういうことを一体化することも想定するなかで、どういうことが考えられるかという事も完成とか、健康福祉学習の拠点とかいうようなもろもろの点も考えまして、その事を付け加える中でいろいろと検討を頂いているという事でございます。それと、先ほども申しましたように以前にいただいていた報告書の中と現在の状況ともっと付け加えて検討していくことはないのかどうか、そして町民の方が利用しやすい施設にする為の

工夫は他にはないのかということで、いろいろなご利用いただく事を想定できる団体の方々からも意見をいただいて、それらも加味していつて検討を頂いているという事でご理解をいただきたいと思います。

木田委員 今部長から説明を受けましたけれども、その保健センター機能をその中に入れるという事についてはもう決まっているわけですか。それも検討する段階なんですか。

住民生活 保健センター機能を以前にいただきました報告のなかには入ってお部長 らなかったのを一応今回の中でご検討頂いて、そして事務者レベルとしてはそういう事で一体化をしていく考え方の中で、ご提案をさせていただいておりますけれども、それらを踏まえてのご検討を頂いてるという事でご理解いただきたいと思います。

木田委員 こちらの保健センターの跡の活用とかまた今後出てくると思いますけれども、検討してもらう中では一番保健センターが古くなってくるというか、それをはっきりと総合福祉会館の中に入れてしまうという前提の基で検討してもらわなければ、用地についてもあやふやになってくるであろうし、その方向だけをきちっと打ち出して、そして検討委員会の中で検討してもらう方が私はいいように思いますが。まだ、それも中に入れて、というような、これももうあと3回で9月と10月と11月と、それで12月で取りまとめという事ですやろ、そしてその後3回でそれらの保健センターについて中に入れるか入れないかという事を今から決めておかなければ、それも検討してもらおうというのでは、3回くらいでは結論出せないのと違うかなと思います。

助 役 12月までの(仮称)総合福祉会館の内容についてご審議いただくということになっていますのは、この(仮称)総合福祉会館につきましてはご存知のように平成15年、16年という2ヵ年事業で建築をやるということで進んでおったわけです。そういう中で当初の整備検

討委員会においての審議をしていただいたということでございます。しかし、用地等の問題がございまして、別な方向に進んだということでございます。従いまして当町におきましては、7～8000平米の敷地を確保したいという事はあくまでも保健センターを併設した考えであり、すぐに保健センターを建設するかは別にいたしましても、保健センターを併設したものとして計画を進めていきたいという考えでございます。従いまして、12月におきましてもそれを含めまして、答申がいただけるのではないかと考えております。十分にご審議をしていただきまして、適切な答申、そしてそれを尊重しながら、行政は前進してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

次に、9月議会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに、(1)斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進
課長

斑鳩町老人医療費助成条例につきましては、今回の健康保健法の改正によりまして、平成14年10月から老人保険制度の対象年齢が上がることから75歳へ段階的に引き上げられるということに伴いまして、平成14年5月30日までに70歳に到達される方につきましては、この老人保健の対象となるところでございます。また、平成14年10月1日以降に70歳に到達される方につきましては、75歳に達するまでの間、それぞれの加入していただいております医療保険から老人保険制度と同様の給付を受けることとなりますことから、斑鳩町の老人保健老人医療費助成条例の対象年齢を現在65歳以上というふうに決めさせていただいておりますが、その限度となります70歳未満とする必要が生じた関係から、当条例の一部を改正させてい

ただくものでございます。なお、9月30日までに70歳に到達された方というのは、昭和7年9月30日までに生まれた方ということでございます。そういうことから65歳以上という現在の条例を65歳以上から70歳未満というように改正をさせていただく条例の提出を考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

現在、今回の健康保健法等の改正に伴ないました政省令が現在の所まだ示されておひりません。県の方からの説明によりますと、8月中下旬には示されるであろうということでごひりましたけれども、それぞれの政省令等が示された段階におきまして、今回の健康保健法等からみまひ改正点につきまひて、本会議の中の委員会の中でご説明させていただけるものと考えておひりますので、よろしくご理解願ひたいと思ひます。

委員長 説明が終りましたので、何かお聞ひしたいことがあればお受けいたします。

委員長 担当の説明にもありまひたように、まだ政省令の方が最終的にきちつと出てないということもありまひますので委員さんの方のお尋ねについてもいろいろ難しいかなというのものもあるので、この件については説明を受けたということによろしいですね。

次に、(2)斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めまひます。

福祉課長 今回、児童福祉法によります保育所運営費の国庫負担金の交付基準の一部が改正を行つたところでごひりまして、平成14年度の保育料の徴収基準額表の徴収基準額の一部が改正されたことによりまして、当町におきまひても、国の保育所徴収基準額表を基に保育料を決定いたしておひりまひますことから、改正されまひた基準額表を基に当町の保育料徴収基準額表を改正させていただき、平成15年度から施行する予定でごひりまひます。今回の改正箇所につきまひては、資料1でお渡しし

ております新旧対照表をご覧頂きたいと思います。町の保育料徴収金額表の3歳児の場合の第5階層の1から第7階層までの間と、4歳児以上児の場合の第5階層の2から第7階層までの間それぞれ100円上がっております。なお、保護者の負担の軽減を図るということで、階層部分につきましては、従来どおりの10階層で行う予定をしていただいております。また、軽減率につきましては85%に据え置くということで決めさせていただいております。9月議会にこの条例改正を提案させていただく予定をしておりますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(3)平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進課長 健康保健の補正予算の関係、手元に配らせて頂いております資料2をご覧頂きたいと思います。総括でございますが、まず歳出の第2項の保険給付費についてでございます。今年度会計処理上の年度割りの変更に伴ないまして、今年度4月診療分から翌年の2月診療分の11カ月分の支出ということになることから、1カ月分の減額の補正をお願いするところでございます。一般被保険者療養給付費の分につきましては、50,427千円、退職者被保険者等療養給付費につきましては、35,400千円、合計85,827千円の減額補正をお願いするところでございます。次に3款の老人保健拠出金でございます。平成14年度の老人保健拠出金の確定に伴ないまして、医療費の拠出につきましては、41,672千円の増額、事務費につきましては、1,077千円の減額、差引40,595千円の増額補正をお願いしてい

るところでございます。また、4款の介護納付金につきましても14年度の確定に伴ないまして、5,772千円の減額補正をお願いしているところでございます。次に8款の諸支出金でございます。平成13年度の退職者に係ります療養給付金交付金の精算に伴なう償還金と致しまして13,300千円の増額でございます。次に10款繰上充用金でございます。平成13年度決算に基づきまして、前年度繰上充用金の執行額の確定によりまして、9,714千円の減額補正をお願いしているわけでございます。

次に歳入でございますが、第2款の国庫支出金でございます。療養給付金負担金につきましては、歳出の方でも申し上げましたように、年度割りの変更に伴ないまして保健給付費の減額に係ります調定の減額でございます。医療費の現年度分決算額で、18,660千円の減額、介護納付金の分につきましては、2,901千円の減額、療養給付費、今年度分でございますが、平成13年度分の確定に伴ないましての追加交付で4,137千円の増額でございます。また、老人保健医療費拠出金でございますが、平成14年度の確定によりまして、15,150千円の増額ということで、差引2,274千円の減額でございます。3款の療養給付費交付金につきましては、年度割りの変更に伴ないましての35,400千円の減額でございます。9款の諸収入でございますが、平成13年度の決算に基づきまして歳入欠かん補填収入額の確定によりまして、9,714千円の減額補正をお願いするというところでございます。総額歳入歳出47,388千円の減額補正の提出をさせていただき予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、(4)平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 それでは、平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)案についてでございますが、一定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ14,565千円を追加致しまして、総額予算を1,144,565千円でございます。資料3に基づきましてご説明させていただきます。

(資料3により説明)

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 以上これら予定議案については、9月定例会に提出が予定されているということで、本日はあらかじめその概要の説明を受けたということで終わっておきたいと思っております。

次に、各課報告事項として、(1)平成14年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてのうち、当委員会に属するものについての説明を求めます。

環境対策課長 (環境対策課所管に係る補正予算の説明)

福祉課長 (福祉課所管にかかる補正予算の説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、（２）支援費制度についての報告を求めます。

福祉課長 （資料５により説明）

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

委員長 私の方から一つお聞きしたいと思うんですけど、今担当課の方に分かりやすく説明をしていただいたと思うんですけども、ただ介護保険が出来た時から今後こういう風に契約の形をとっていき、障害者の部分でもそうになっていくという事は当時から言われていた中で、私もこの事についてはずっと注目してきているんですけども、ただ、介護保険では認定とかケアマネジメントとについてはきちんとした制度で行われているんですけど、この支援費制度については認定される基準であるとか、認定する場所とかそしてまた介護保険でいうケアマネジメントにあたる人物ですね、そういうものが確立をされていないという風に思うんですけども、この制度の移行になってきた時にその点について町としてはどういうふうな形をとっていけるのか、そして一番大きな問題としては、今現在受けておられる障害者の方のサービスが、その支援費制度に移行した事によって後退を招くというような事がないかどうか、こここのところについては一番大切な重要な部分だと思うので現在の見解をちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

福祉課長 サービス面でございますが、支援費制度でサービスを提供する、原則として県知事の指定が必要でございます。現在サービスを提供して頂いている事業者につきましては、県から指定にかかります説明を受けまして、４月から指定申請がされている状況でございます。本町も町内の事業者では社会福祉協議会が準備を進めておられるところでございます。また、グループホーム陽だまりの家も指定申請を行う意思を持っておられ、進めていくということで現在聞いているところでご

ざいます。ただ、町内には障害者の福祉設備がございませんで、既存の施設と提携を図るなか、これまで業務上の繋がりがなかった知的障害者福祉施設と共に連携をはかる必要があるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、サービス基盤が余っているという認識ではなく、支援費制度のスタートを契機に介護保険と同じように新たな事業者の参入も期待しているところでございますのでその辺よろしくご理解の程お願いしたいと思います。

福祉課長 委員長がおっしゃいましたように、支給開始の決定の調査でありますとか支給区分の決定につきましては、介護保険のようにケアマネージャーなりが担当するということはございませんで、市町村の担当者が決定するという事になっております。そこで国の方ではできる限り市町村の事務職員でも決定事務がスムーズにいくようマニュアルを作るとか、あるいは更正相談所などによる研修を行うということを検討していただいているという事でございますけれども、現在のところ障害程度区分のやり方などについては説明を受けておりますけれども、具体的な研修等は9月以降というふうに聞いているところでございます。ただ、事務職員の調査だけで公正な決定ができていくのかどうか、もちろんしていかなければならないことではございますけれどもその事務職員の調査から支給料や障害程度区分の決定が公正にされているかどうかのチェックする機能を役場内でそういう体制を作らなければならないというふうには考えておりますので、関係各課含めて検討をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長 認定とケアマネジメントについては今補佐の説明があった通りというふうに現在のところは認識をさせていただきたいというふうに思うんですけれども、あとサービス事業者関係の説明など基盤整備についてなど、課長の方から説明していただいたんですけど、私が思っているのは、現在受けておられる障害者の方のサービスが、後退しないかどうか、きちんと維持されていけるのかどうか、その認定とかケアマ

ネジメントという作業が入ってくる中で、制度の中で、維持できるのかどうか、今受けていただいているサービスの後退がないのかというところを一番心配しているところなんですけれども。

福祉課長
補佐

障害者サービスを受けておられる方の中には、大きく分けて居宅サービスと施設サービスがございます。施設サービスにつきましては、現在入所される方につきましては、資料5の4ページでございます。経過措置という部分でございますが措置により施設入所している障害者は制度施行後1年間は施設訓練等支援費の支給決定に係るものとみなされまして、支援費の支給の対象となっております。支給開始が決定されなくてもなるということで、当然最終的には支給決定しなければなりませんけれども、支援費に移行したからといって施設を退所しなければならないとかいった状況にはありませんので、引続き施設入所をしていただく事になるものであります。居宅サービスにつきましては、現在例えばホームヘルプサービスでありますと、現在の受給者は6名になっておりまして、高齢者福祉などに比べますと比較的人数が少なくなっておりますので、このサービスにつきましては現在でも社会福祉協議会で対応はしておりますけれども、サービスの量とかいう面では後退することはないと考えております。また、支給料を決定する際におきましても、介護保険のように支給限度額の上限というのは基本にございませぬ。その方に必要なサービスを必要な部分だけ出すということでございます。それにつきましては、現在措置でホームヘルプサービスを提供させていただいている部分におきましても、必要な部分を決定させていただいてるわけですから、その意味ではサービスを後退させることは全くないと考えております。

委員長

次に、(3) 住民基本台帳ネットワークシステムについての報告を求めます。

住民課長

それでは、住民基本台帳ネットワークシステムについてご報告いた

します。8月5日の住民基本台帳ネットワークシステムの施行に伴ないまして、住基ネットセキュリティの確立のため運用管理規定を設け、本人確認情報の安全確保を図りました。そして8月5日の施行に伴ないまして、住民の皆様には11桁の住民コードが記載されますので、その通知を19日に郵便局に発送いたしております。19日に発送しておりますので8月中には皆様の所に住民票コードの通知が届く予定でございます。斑鳩町では封筒による配達記録郵便で、所帯単位で送付しております。また住基ネットについての説明書も同封しております。続きまして住基ネットについての住民からの問い合わせについてでございますが、8月5日の施行日前の問い合わせ件数は5件ございました。8月5日の法施行日はゼロ件でございます。8月6日以降19日まで39件、そしてメールが1件ございました。合計問い合わせ件数45件ありました。その内容でございますが、住民票通知の送付日や方法についての問い合わせが34件、住基ネットのしくみについての問い合わせが8件、そして住民基本台帳ネットワークシステムについての強い拒否を示されましたのが3件ございました。その理由につきましては、先ほど助役も申しておりましたように、個人情報の漏洩が心配であるとか、また杉並区のようにアンケートをとるべきではないか、また横浜市のように選択制にしてほしい等の意見がございました。その方たちに住民基本台帳ネットワークシステムについての内容についてご説明いたしましたが、なかなかご理解をいただく事ができませんでした。再度お願いしてまいりたいと考えております。以上で住民の不安を解消するために今後も個人情報の保護に十分注意してまいりたいと考えております。以上が今現在の住民基本台帳ネットワークシステムの状況でございます。

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木田委員 8月5日から実施されたということなんですけれども、昨日までに利用者がどの位あったのかということと、強い拒否が3件あったとい

うことなんですけど、これらについての対処の仕方というのか、拒否すればそれで終わりなのかあるいはそれを拒否されてるのをこれから説得して住民基本台帳ネットワークの中に組み入れていくのか、それはもう番号が決まっている以上は欠番にするという事は出来ないと思いますのでね。いずれにしても一応登録されたら番号に法律的にも従わないといけないのではないのかなと思います、そうした場合にはなんぼ拒否してもそれは登録されているのと同じと思ってもいいのと違うかなと思いますけれど、それを今後どのように説得していこうと思っておられるのかその2点だけ教えてください。

住民課長

まず1点の住民基本台帳の利用ということなんですけれども今現在、住民コードはついておりますが、利用に関しましてはまだ始まっておりません。国の方が本人確認証を検討するというのは9月という予定と聞いておりますが、現在住民コードを使って利用するという事はございません。住民コードは住民票にはもちろん今現在も記載されております。ですけれども発行する段階には省略という形で住民コードを発行いたします。といいますのは、住民票コードを使う事というのは今現在も法律的にどの目的に使用するということとはございませんので、今現在は住民票には住民票の欄はあるんですけど省略をして発行しなさいという事になっております。来年の8月になりますと、住民票の広域コードがございますけれども、それになりましても住民票コードを載せるということとはございません。もしかそれに載せる内容が出てきましたら住民票コードを載せるだけです、住民票コードにつきましては、今現在住民票を載せているんですけども、使わないというような形になっております。ですので、ご本人さんが私はどうしても住民票コードを載せてほしいという要望がございましたら、その分は内容を説明いたしまして、今現在は住民票コードが載りますけれども記載する内容についての必要性がないので住民票コードを載せる事はできませんよ、と言う事をご理解いただくということになっております。現在住民票基本台帳コードの利用はございません。

そして先ほどのもう一つの分ですが、拒否されて再度説明という事なんですけれども、強い希望で個人情報の漏洩ということの不安ですので、不安解消についての再度説明、まだ住民票コードを通知しておりませんでしたので、こういう内容でしたけれども今後8月19日で送付しておりますので、その関係の方はたぶん拒否されると思うんですよ。ですので拒否された時点で再度またご説明をさせていただいてそれでなおかつ拒否されれば、それは町といたしましてはこれは法律的には保管はされておりますので、それ以上こちらの方といたしましては拒否されましたら私どもの方で一定の期間保管するということとなります。法律的に決まっておりますので拒否されてもだめだと、住民票コードを取り消すことも出来ませんし、住基ネットを接続を自分自身固辞したいということも出来ません。以上です。

木田委員　それでね、やっぱり私が思ってるように住民はそれを拒否できないと言う事なんですけれども、そしたらいろんな町とか拒否するとかやめとくとかいうのは結局は出来ないという事やと思いますけれど、しかしながらそれを町でもやってはるということは何ら法律に対して問題ないのかなと。今は試験的だということでそれほど厳しい処罰は出てきてないけれど、それらに対して斑鳩町はそないしてみんなに送らした。しかし、3件の強い拒否がある。それはいったんそれに載ってしまったら原稿も、番号が気に入らんとか言ってもそれは決まってしまうからその人が受け取ろうと受け取らまいとその番号は決まってしまうと思いますが、町の場合は3件あったということで理解は出来ますけれど、それをどうするという事も出来ない、ご本人もまたそれをいつまでも拒否し続けるという事も法律によって出来ないと思いますけれど、だからある町が町全体で拒否するというそういう姿勢がとられているというのもちょっとおかしいなと思いますねんけど、それらについて、斑鳩町は何か情報を得て研究しはった事があるのかどうか、それについて聞かせて下さい。

住民生活
部長

今、委員からもご指摘ありましたように、行政が全体でシステムの管理をしたり、選択性をとったりというような形ですけれども、これにつきましては、国の方からもそういう形で法律の違法であるという見解を示されているところでございます。これは住民基本台帳法の第30条の5のところに規定されておりました、市町村長は住民票の記載等を行った場合には全住民の本人確認情報を電気通信回線によりまして、都道府県知事に通知をするものとされております。こういうことからしまして、今委員も言われておりますように、この拒否をするということにつきましては自治体全体で拒否もしくは選択性をとるということにつきましては違法であるということが示されておるところであります、実際斑鳩町といたしましても、そういう事がある中でわれわれとしては、議会からもご質問をいただいておりますような形でお答えもさせていただいたところでもあります。

今事例として3件の方が強い姿勢であるということの報告もさせていただいておりますけれども、この方々につきましても、今委員が言われておりますように当然受け取りを拒否されたといたしましても、コードの番号は付番された状態でその方の番号としてずっといきたままの状態になります。もし万が一通知をされました番号が自分でその番号が要らない、変更してほしいとおっしゃることであればそれは変更は可能でございます。ただし、自分が気に入った数字を持って来て頂くということは出来ません。わたしどもが不作為で抽出させていただく、一定枠決められた数字枠がありましてその中からこの番号はどうかという事でご提示をさせていただきまして、それも気に入らなければまた別の数字、番号をご提示させていただくというので、変更も可能となっております。

木田委員

それと情報漏れということに対してみんなが心配しておられるけれど、情報漏れという情報ってどういう情報が漏れるというふうにみんなが心配しておられると思っておられるのか、われわれが情報漏れしたら困るなど思っているのと、理事者が情報漏れはしないという事な

んですけれど、せやけどそういう心配があるということで拒否されたりしてるということで、情報漏れというのはどういう情報が役所から漏れるという心配があるのか、われわれが心配しているのと理事者が心配しているのと一致しているのかどうか、その情報漏れと言う情報はどういうふうな情報としてとらまえておられるのかお願いしたいと思います。

住民課長 情報漏れと言う事なんですけど、3名がおっしゃっておられますのは、よくハッカーによる情報漏れがあるじゃないか、という事とテレビでも報道されますけれども職員が不正をして情報を漏らすんじゃないかというという2点の情報漏れを心配されています。ハッカーに関しましては今の最新の技術によりまして、ファイヤーウォールにより不正アクセスを防げるということが完全であるということも報告されております。もう一つの職員の不正により情報が漏れるということでございますけれども、それに関しましても、職員の研修を行うとともに、その住基ネットに係ります職員を最小限に限定いたしまして、ICカード、そして暗証番号によりまして、それ以外の者がアクセスできないようにしております。

木田委員 職員が守秘義務があるという事で当然それはやってもらえるとは思っていますけれども、同じ職員が一生その場所におられるということはないと思いますねけど、同じ職場に3年位やったら替わっていくと思いますねんけど、そういう心配ないという事を言いきってはるから大丈夫だと思うねんけども、われわれとしてはやはりそういうところから情報が洩れるのと違うかな、とそういう心配をもって今まで申し上げているのであって、やはり職員のモラルとか、自分の職に対するいろんな面についてきちんとした管理徹底をやっていただきたいなと思ういます。それは要望というかお願いをしたいなと思います。

助 役 今の問題なんですけど、セキュリティというものに対する十分な対策

という事でございます。国においてもやはりこの運用については心配しているような面もあるように聞いておりますし、それらについては十分な対応して行くという事も常に心がけております。そういった事も含めながらやはりこの事務をするのは人間でございますから、人でございますから、人が個人のプライバシーを漏洩することもあり得る可能性もあります。そういったことが起こらないように、十分に職員に研修をさせて指導を行っていく。異動で替わったという時にはその職員がそれに対応するいろんなルールを職員に育てるということが必要であろうと思いますし、そういったことも含めて町としては適切な対応をしてまいりたいと思います。

そういう事が住民の不安を解消する為の手法だと思えます。この住基ネットにつきましてもいろいろと住民からの意見もございます。先ほどの3件の拒否という形の方もおられます。

また来年8月5日からICカードが実施されますので、そこに入れるのはどんなものかとか、もう入れなくてもいいという意見もございます。そういう事も含めて、きちっとした内容でやるようにしていきたいと思えます。来年の8月5日で町がICカードを導入する場合、ICカードに情報を入れるには条例を制定しなければならないことになっておりますから、印鑑証明等がICカードで発行できるということになれば、条例によって定める必要があります。今後に生じる面については適切に処置を参りたいと思えます。

委員長 まだ住基ネットについては質問が続く思いますので、ここで暫時休憩します。（午前10時12分）

委員長 再開いたします。（午前10時30分）
引き続き質疑を受けていきたいと思えます。

喜多委員 マスコミ等が大騒ぎをするから不安になってきたと思うんです。それで先般斑鳩町のネットワークシステムの運用管理規定というのが送

られてきてまして、見させて頂いているんですが、先ほどから木田委員の質問等にもありましたように、情報洩れと言う事が一番心配されるのと苦情が45件あったということなんですが、個人個人のお話を聞くとやっぱり背番号つけられるのは嫌やというような事も聞いたんですけども、それは仕方ないんじゃないですか、というようなお話もした中でですね、管理規定の中で、アクセスの管理責任者が操作履歴というのが残されるという事で、保管をする期間が7年間保管されるわけですね、その7年を過ぎればそれはどうなるのかな、というのを教えていただきたいのとそれからテレビ等でいろんな事おっしゃった中で、さっきハッカーという言葉が出たんですが、そういった事の侵入が全くあり得ないという方とあり得るという方。もう一つはわたしたちが銀行の預貯金を出しているカード、あれのように情報は一切洩れないというふうにおっしゃっておられた方もあるし、洩れるという2通り位あるということで、ただ洩れた情報というのが、今住基ネットに記載される情報の内容ですが、住所、氏名、年齢、性別ですか、それらというのはどこでもわれわれの情報は氾濫してわけですよ、知らない所から郵送されてくるような時代ですから。今更ごちゃごちゃ言わなくてももう洩れてるのではないかなという心配もあるわけなんですが、このシステムになったからいきなり洩れるという事もなかろうと思うんですが、ただ今斑鳩町の規定で7年間は操作していた方々の履歴が残るということで、その7年間はどんなところから持って来られた期間なのか、7年を過ぎるとどうなるのか教えていただきたいと思います。

住民課長

管理運用規定のところではアクセスの操作履歴になるんですけども、7年間ということで規定しておりますのは、刑法第235条及び同246条の2の電子計算機使用詐欺の控訴の時効が刑事訴訟法第250条によりまして7年と規定されておりますので、それをもって7年としております。7年が過ぎましたらもちろん廃棄という事になってまいります。

ハッカーの方はマスコミ等報道されておりますけれども、先ほども申しましたように、不正アクセスの防止の対応を十分に専用回線を通して、ファイアーウォールも設置しておりますので、100%大丈夫だということには言えませんが、最新の技術をもって十分な万全を期しているということでございます。

喜多委員 先ほど助役の話の中にもありましたように、人間がするものです。すべてが100%安全ということはないにしても、携わっていただく職員の方々のやはり認識というか、自覚というか、今でもそれは充分あり得るといえるかなされているというわけですね。ネットになったから、そしたら非常にといいことではなしに、インターネットという私達は非常に分かりにくいシステムなんですけど、そういったことで操作が簡単に外部から出来る、さっきのハッカーの話もそうですが、そういった心配をされている、ただ職員の守秘義務というのは今でも厳重に皆さんは守っておられると、洩れようと思えば、悪意で洩らそうと思えば洩れると、今後情報がどのように伝えられていくのかということは今後のものでありますので、私は現時点で言う事ではないだろうと思うんですが、7年間という事は刑法に基づくとおっしゃったのでそれは了解します。ただ重ねて申し上げるようですが、職員の方々にはよろしくということをお願いしたいと思います。

委員長 私の方からお尋ねをさせていただきたいと思います。この問題につきましては、個人情報保護法に関しての論議がいろいろなされているような状況があるんですけども、この住民基本台帳法の附則、平成11年8月18日に出ておりますけれども、附則がショウとして出てくるんですが、ここの第1条の2項ですね、この法律の施行にあたっては政府は個人情報の保護に万全をきする為、速やかに所要の措置を講ずるものとするというここのところの部分でその個人情報という事が言われていたのかな、というふうに思っているんですが、講ずるものとするので附則にはきちんと書かれていることに関しまして、町として

は政府の方がきちんとして所要の措置を講じていただいているのかどうか、政府の方からですね。個人情報保護法については成立はしていないけれども、その他の所要の措置を講ずるという事について、政府が履行して頂いているかどうかということをもう1度確認させていただきたいと思います。

それともう1点、この斑鳩町住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規定、これをきちっと作っていただいているということは非常にありがたいなと思っているんですけども、この中でセキュリティ会議について書かれていたと思うんですけども、この中でですね、6条の3項の5番目にセキュリティ対策に関する緊急対応計画の作成に関する事というふうに書いていただいているわけなんですけれども、議会運営委員会の中でも少し出てたんですけども、やはりこの住基ネットを接続する事によって全国ネットになるわけですね。斑鳩町自身が非常に気を付けている職員も、そして斑鳩町が委託した業者なども非常に気をつけてやっているとしても、先ほどのハッカーの問題もあるんですけども、例えば他の自治体で事故が生じるというような場合も出てくるのではないかと、そういった時に緊急の対応という事をどういうふうにかんがえたらいいのか、こういう計画というのはいかに作られているのかというところで、気になっているところなんですけれども、例えば宇治市なんかであれば1日に15分だけ繋ぐんやと、接続して、後は外しておくとかというような事が今報道されたりして居るんですけども、やはり事故があった時、事故が予測される緊急的な、予測されるという時に接続を外すというような事を斑鳩町は考えているのかどうかということですね、そういった所についてはこの緊急対応計画の作成という事ですけども、その計画の中身を私達の方は今現在分からないので、ちょっとここ確認させていただきたいと思います。

助 役

1番目の問題についてでございますけれども、この改正住民基本台帳法同法附則第1条第2項、このことを今委員長が言われたわけでご

ざいます。この法律施行にあたっては、政府は個人情報の確保に万全を期するため、速やかに所要の措置を講ずるものとする、とこういう事でございます。これについて、この個人情報保護については適切にされたかという見解でございますが、政府が言っておりますのは個人情報保護法案を出した時にその政府の責任はもう果たしているということが言われておるわけです。しかし、今後個人情報保護法について継続的に国会に提出し、制定を目指して適切な処置を講ずるとこういうことも言っております。そういうことでやはり、個人情報保護法案が不完全なままで運用されたという事に対して、個人情報保護に万全を期して対応すべきと考えております。町としてはここに示しました斑鳩町住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規定というものをもって、先ほども申し上げましたように、適切な運用管理をして、住民の不安をなくすように努力していきたい、こういうことでございます。

2点目についても、セキュリティの会議、6条の第3項5号でございますが、セキュリティ対策に関する緊急対応計画作成をし、セキュリティを侵犯する不正行為の脅威度に応じてこの中で、レベル1、レベル2、レベル3で3区分を設け、緊急時対応を図ることにしております。最悪な状態になれば、やはり離脱、接続停止ということも考えていくことになると思っております。また、町の個人情報保護条例に基づいて審査会の意見を聞く中での対応をしていかなければならないと思っており、適切な対応を図ることにしたいと考えております。

委員長 その他、理事者側より報告事項ございますか。

環境対策
課長 4番目に入ります前に3番目の各課報告事項その他関係ということで、町営墓地の件についてでございますが、先の委員会で説明もしておりますが、8月にはいりまして白石畑自治会長にお会いいたしまして、その後の経緯につきまして確認をしましてまいりました。自治会長は2月に町長にお越し願ってから4月にも町へご説明に来ていただき、

その後地元として何回も協議もしてきたと、ただ、墓地ということだけに自治会としてもなかなか一つになることが難しく今日に至っている状況であるということをございました。次回の集まり、要は集会ですけれども近々予定をしているのでその時には結果を出したいという報告をいただいております。町といたしましても、今しばらくの間見守ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。それと助役の挨拶にもございました、I S Oの関係ですが、この進捗についてご説明させていただきます。I S O環境マネジメントシステムは既にご承知のように、計画、実行、点検、見直しという繰り返し、すなわち継続的に改善をしていくわけですけれども、現在までには計画段階をほぼ終えようとしております。本庁では既に各課において実施する事務事業のうち、著しく環境に影響を与える事務事業を測定しまして、その事務事業に対しまして環境に負荷を与えている事務事業についてはそれを緩和させるための目標を、環境に有益な影響を与える事務事業につきましてはそれをさらに伸ばすための目標をそれぞれ設定しており、環境管理委員会でその内容等について審議を頂いております。I S O企画では最終的には1冊の環境マネジメントマニュアルを作成いたしまして、そのマニュアルにそって活動をしていくようになりますので、現在は計画部分で取り決めました内容に基づきまして、マニュアルの作成を進めているところをございます。マニュアルが出来ました時点で職員研修を行いまして、プランである計画、次に実行へと進んでまいるのでございますが、I S O 14001の計画した内容を審査するのではなく、実際の運用状況がI S O規格にそって行われているかを審査されますので、運用開始後約3カ月くらいを目途に登録審査が行われます。本庁の現在の進捗状況からしまして、12月下旬に第1弾の、第1段階の審査、それと来年1月下旬から2月上旬にかけて第2段階の審査となりまして、I S O規格に適合しておれば2月下旬から3月には14001の認証が取得される見込みとなっております。以上簡単ですが説明とさせていただきます。

福祉課長 福祉課の方からお礼をこめて、住民生活部主管の行事についてでございますが、7月15日の身体障害者ふれあいの集い美榛園の方へ赴き、7月25日1日里親会では海遊館、8月4、5日の1泊2日の心身障害者ふれあいの集いでは飯島町の方へ行事をさせていただきました、委員皆様方にはご参加いただきまして、この場をおかり致しましてお礼を申し上げたいと思います。

委員長 以上その他の報告をしていただきましたが、それに対して委員より、質疑意見があればお受けいたします。

喜多委員 墓地の件なんですけど、先だってまた電話がかかってまいりまして、どうなっているかということで問い合わせがあったんですけど、課長の方から報告を受けたんですけど、白石畑の自治会で自治会の会を持たれた中で結論を出していきたいという話を聞かせていただいて、イエスとでるのかノーとでるのか、ちょっと私達では判断がつかかねない気がするんですけど、長い間この墓地に関しては時間がかかりすぎておりますので、もし白石畑がイエスという返事を下されば、促進が前向いていくだろうと思うんですけど、ノーと言われた場合についての対策というか、今後の白石畑の自治会は、相当時間がかかっているという事から今後の対策として、前まで基本計画のような形で何点か候補地があげられていましたので、その場所を当たっていかれるだろうと思うんですけども、そういったもう少し早めに対策を立てられて、町民の皆さんにこういう形で作っていきますということを示していただかないと、いろいろと丁寧に申し上げておるんですけど、なかなか納得をしていただかないので、大変でしょうけれどもその辺の見通しを少しお聞かせいただいて、私もまたお返事しますと言っておりますので、なんとか返事ができるように教えていただけないでしょうか。

助 役 先ほど課長も申しましたように、白石畑に参りまして白石畑の意向

を聞いております。白石畑の方でははっきりした返事が出されておるとい事で早く返事がほしいと思っておるところでございます。白石畑の方でOKの返事が出た場合についてはやはり、白石畑で計画していかなければならない、このように思います。また、NOの返事が出た場合、当然町の墓地基本構想に基づきまして施工をしていかなければならないと、この様に考えておりますものの、現在の状況を考えますと、竜の子霊園であるとか郡山の墓地であっても今多く余っていると聞いております。斑鳩町においても極楽寺において無縁仏を整理すると、相当多くの墓地があると聞いております。今極楽寺においても事前に確保しようという人が多い、それをまた転売するという形になるからダメだということで断っておられると聞いております。お亡くなりになられて、墓地がほしいという方がおられるならば、町としてもやっぱりそういう方に対して協力はして参りたいと考えております。

喜多委員 白石畑の自治会の返事で左右されることを聞かせていただいたんですが、確かに需要と申しますか、各方面で墓地が出来ておりまして、そちらに行かれたりされる方も多くあるんですが、町民の声として電話がかかってきたのは、斑鳩町に骨を埋めたい、自分は地方から出て来たんだけど、そこは誰もいないから斑鳩町が第2の故郷であると思ってるし、斑鳩町に骨を埋めたいと。既存の墓地が何ヶ所か斑鳩町の中にあるわけですが、そちらに行かれるように勧めたいと思いますが、ただ墓地の問題について理事者の方で建設に向ける姿勢を見せるかと思うと今引いたような、その辺が曖昧に受け取られるわけですね、はっきりと墓地については白石畑がイエスとおっしゃって下さる時は何基を保有する墓地になるか、それは分からないんですけども、町営墓地として進めていくと、しかしノーの場合だったら白紙撤回というか完全にしない、既存の墓地についての整備を進めていく方向で対応して行きたいとふうにはっきりしないと、朝7時くらいに電話がかかってくるかと思うと11時くらいにかかってくる、家も大

変嬉しい悲鳴を上げておりますので、できたらはっきりした姿勢を示していただきたいというふうに思っておりますので、その辺のところはまた白石畑の自治会の返答待ちという事ではありますが、世情が大変不景気でありますので、墓地ということに対してどういう反応になっていくのかちょっと分からないんですけれども、町の姿勢としてしっかりとしてほしいという要望をしておきます。

住民生活 今まで町政55周年ということで、以前までは福祉健康ふれあい祭りとか環境フェスティバルとか敬老会等を別々に事業を実施いたしておりましたけれども、本年度町政55周年を記念いたしまして、この3つを一体的に取り組もうという事で、9月の議会の開会中ではございますけれども、9月14日・15日ということで計画をしております。一応実行委員会方式をもって、各住民の皆さん方と共に運営、計画を練らしていただくということで、14、15日ということで開催させていただく事になりました。これはいかるがホールを2日間借り切りまして、実施させていただくということで今進めさせていただいております。もう少しいたしますと、各議員さんにもご案内の通知をさせていただく事になるかと思っておりますけれども、議会開会中ではございますけれども、一応この3つを9月14日、15日夢フェスタということで題しまして開催をさせていただきたいと思っております。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
以上、これら各課所管に関する事項についても、説明、報告を受け、了承をしたということで終わっておきます。
続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

木田委員 脳梗塞で倒れられて、下半身不随となっておられる方なんですけれども、年は78か79歳なんですけれども、介護認定を受けられて、5かな。その認定を受けられたということで、そしたら介護認定の方

が優先して障害者認定は受けられないという事なんですけどね、こういう事によって、下半身不随になっておられるのに負担がたくさんかかるという事なんですけれども、何故その介護認定の方が優先されて障害者認定は受けられないという事になるのか、病気が脳梗塞で先に倒れられたから、しかしそれは後遺症として下半身不随みたいな状況になっておられるということで、病院に行ってもそういうことを言われたという事なんですけれども、ちょっと法律の面については分かりにくいんですけども、そんなんはちょっとおかしいのと違うかなと考えますけれど。

それと初めてなんですけど、ごみ袋今回柔らかい方に変えられたということでかなり前のよりも伸びるということで、夏に水分の多いもの入れたら、広報には四隅をくくってもらったら、というような事も書いてあったんですけど、今までと同じような量を入れたら引きずって歩かんなあかん位になる、と初めてそんなん聞いたんですけど、やはり両方ともうまいこといくというような事は、破れないようにそういうふうにされたと思いますねんけど、その2点についてお聞かせ願いたいと思います。

環境対策
課長

先にごみ関係について。13年度につきましては、硬質一少し硬い目のガサガサした袋だっと思うんですけど、それにつきまして、住民から裂けるというような声がありましたので、14年度につきましては軟質、柔らか目のやつを作らせていただいた。ただ、ごみの1袋45リットル入るわけですけども、可燃ごみにつきまして町といたしまして、平均的に1袋には5キロ入るものと想定として作っておるわけです。この夏場については水分の多いスイカとかがお入れになりますのでかなり重たいごみを入れるとちぎれてくるという声がありましたので、先月だったと思いますけれども、広報紙等に載せて注意していただくように啓発しておるわけですが、まだ一般の方からそういった声が多く聞かれておりますので、業者等呼んだ中で次年度に向けても袋についてどうしていくか等について検討をして

おるところでございます。

福祉課長 介護保険と障害者施策との適用の関係でございますけれども、まず、
補佐 障害者の認定という事でございますが、身体障害者手帳の交付を受け
るとのこと自身は介護保険の要介護認定とは関係がございませんの
で、要介護認定者でありましても身体障害者手帳を所持していただく
事は出来ます。ただ、厚生労働省の方からの通知という事で介護保険
制度と障害者施策との適用関係等についてという通知が出ておりまし
て、その中で介護保険と障害者サービスで重なるサービス、例えばホ
ームヘルプサービスなどがこれに当たるわけですが、重なるサ
ービスの場合には介護保険を優先して使っていただくようにという指
導が出ているところでございます。ただし、例えば視覚障害者の方の
ガイドヘルパーのように介護保険にはないサービスはもちろん障害者
サービスで受けていただくことは出来ますし、要介護認定の支給限度
額、障害の程度、障害の重さによって介護保険の支給限度額を越えて
でも障害者の方のためにサービスを提供しなければならない場合に
は、介護保険と別に障害者サービスとして受けていただくという事も
可能となっているところでございます。

木田委員 ところがね、脳梗塞になって入院されてですよ、病院で下半身不随
になられて、そしたらその病院で身体障害者とかの判定してもらえる
院長先生がおられてですよ、奈良県に何人いてはるのかしらんけど、
その先生が障害者の認定は出来ないという事なんですけど、そしたら
今ちょっと上半身の手動くようになって、指に挟むようなスプーンや
ったらちょっと食べられるようにはなったらしいんですけど、病状が
安定するまでは認定が受けられへんのかどうか分からないけど、その
間に5ヶ月ほどして、普通3カ月で転院せんなあかんのを、受け入れ
先がないということで、5ヶ月ほど経ってまた転院されてですよ、他
の病院移っておられますねんけど、やはりその病院では認定してい
ただける院長先生おられたんですけど、今度の病院ではそういう障害

判定をできる先生がおられないというところでね、そういうところは何か腑に落ちんな、ということなんですけど、その時に言われた事はやはり介護認定の方が優先されるということを知ったということ、そして、それを受けても、これから障害者認定受けようと思ったら、費用面でかなり支出に困っておられるということなんですけど、それを認定していただく事によって、障害者年金というのか、普通の国民年金と併用というのか、同じようにもらえるのかどうかそこら辺のところもちょっと分からへんなんですけど、そういうのが受けられるのかどうかお尋ねしたいと思います。

住民生活
部長

まことに申し訳ないのでございますけれども、一応委員の方からもう少し詳しくその患者さんの状況等を聞く中でお答えさせていただければならないかと思っております。それで、委員会が終わりました、もし委員の方で時間的にご都合がつけば個別にお話をさせていただいて、ご相談させていただくということで、そういうことでご理解をいただければと思います。

木田委員

私はそれでいいのですけれど、みんなそんな経験してはならないと思うから、そんな相談も受けておられないという事でね、そういう事が分かってたらみんなに分かってもらえたらなと思います。私は個人的に相談させてもらって結構ですけど、それでみなさんよかったらもうそれで結構です。

委員長

前に植村補佐の方から説明がありましたように、障害者の認定というのは介護保険とは別個にされるというのは、間違いのないことですのでね。ただ、障害者の認定というのは症状固定まで6カ月という期間があるということも含めまして、たぶんその途中の状態におありなんじゃないか、そういう事でいろいろお困りなんじゃないかとかいうふうには思っているんですけど、他の委員さんの方からこれまでの理事者の答弁と、木田委員のご質問に対しまして、何か聞いておきたい

ということがあれば、お受けしておきたいと思います。もしなければまた細かいところも含めまして木田委員と担当の方とご相談させていただいたらどうかと思います。

その他についてもこれをもって終了いたします。

以上、本日の審査案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受けします。

助 役

(助役挨拶)

委員長

これをもって閉会いたします。(午前11時10分)